

## **大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針**

令和5年(2023年) 2月

大阪狭山市教育委員会

## 目 次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 はじめに .....                           | 1  |
| (1) 策定の背景・目的について .....                   | 1  |
| (2) 方針の位置づけについて .....                    | 1  |
| 第2章 本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについて .....       | 2  |
| (1) 学校園の標準的な規模等についての国の考え方について .....      | 2  |
| (2) 人口推移と将来推計について .....                  | 3  |
| (3) 園児・児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しについて .....   | 4  |
| (4) 学校園の配置状況について .....                   | 6  |
| 第3章 幼稚園・こども園の適正規模・適正配置について .....         | 8  |
| (1) 基本的な考え方について .....                    | 8  |
| (2) 幼稚園の適正規模について .....                   | 8  |
| (3) 必要な対策について .....                      | 9  |
| 第4章 小学校・中学校の適正規模・適正配置について .....          | 10 |
| (1) 基本的な考え方について .....                    | 10 |
| (2) 学校規模について .....                       | 10 |
| (3) 通学距離・通学時間について .....                  | 12 |
| (4) 学校規模の適正化の検討が必要な範囲について .....          | 12 |
| (5) 必要な対策について .....                      | 13 |
| (6) 地域（中学校区）別の現状と今後の方向性について .....        | 16 |
| 第5章 今後の進め方について .....                     | 18 |
| (1) 子どもたちにとって安全でより良い教育・保育環境の実現 .....     | 18 |
| (2) 速やかかつ着実な取組みの推進 .....                 | 18 |
| (3) 社会情勢の変化を踏まえた見直しと情報発信 .....           | 18 |
| 資料編                                      |    |
| 資料1 答申書（鑑）（写） .....                      | 19 |
| 資料2 学校規模によるメリット・デメリット .....              | 20 |
| 資料3 学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果【抜粋】 ..... | 21 |

# 第Ⅰ章 はじめに

## (1) 策定の背景・目的について

近年、就学前の幼児の教育・保育段階並びに小学校・中学校の義務教育段階を取り巻く状況をみると、少子化の影響による園児・児童・生徒数の減少に加え、保育ニーズの高まりや防災意識の高まり、学習指導要領等の改訂、小学校における35人学級編制の導入、ICT教育の拡充、教職員の働き方改革など、学校園（市立の幼稚園、認定こども園、小学校及び中学校のこと。以下、同じ。）を取り巻く環境が大きく変化しています。

このような中、文部科学省では、地域の実情に応じた最適な学校教育のあり方や学校規模の実現に向けて、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、小規模校・大規模校のそれぞれの特性や課題、学校規模の適正化の必要性を掲げています。

本市においては、全体的には少子化に伴い児童生徒数が年々減少傾向にある一方で、宅地開発が進んでいる地域では児童生徒数が増加している学校もあるため、市内で学校規模にはらつきが生じています。

また、市立幼稚園の園児数は定員を大幅に下回っており、同じ年齢集団でのダイナミックな活動や、様々な個性を持った子どもが互いに刺激しあい、遊びを通して学びあう機会が少なくなるなど、望ましい幼児教育の実践が課題となっています。

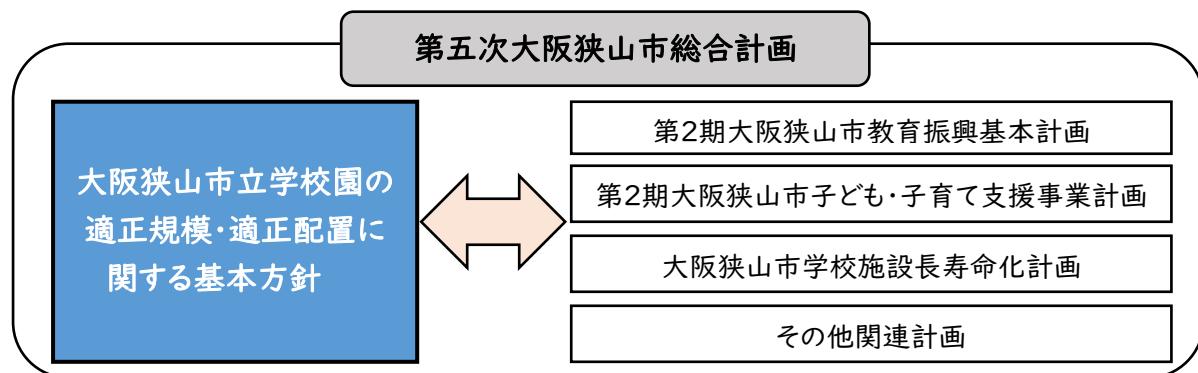
このような背景を踏まえ、大阪狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）では、令和3年7月に大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会に対して、「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定について諮問を行い、様々な立場・視点から議論を重ねていただき、令和4年12月に答申を得ました。

答申では、学校園の適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方について論じられており、今後はこの答申を踏まえて学校園の規模・配置の適正化を図っていくことが求められています。

そのため、教育委員会では、本市の未来を支える子どもたちにとって安全でより良い教育・保育環境の整備と、就学前教育・保育及び学校教育の充実を図ることを目的として、「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」（以下「本方針」という。）を策定するものです。

## (2) 方針の位置づけについて

本方針は、本市の最上位計画である「第五次大阪狭山市総合計画」、市における教育振興施策に関する基本的な計画である「第2期大阪狭山市教育振興基本計画」、子ども・子育て支援新制度がめざす「第2期大阪狭山市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、市の教育・保育行政の方針に即した方針とする他、その他関連計画との整合を図りながら策定します。



## 第2章 本市の学校園を取り巻く現状と今後の見通しについて

### (1) 学校園の標準的な規模等についての国考え方について

小学校・中学校の標準的な規模等については、昭和22年に学校教育法施行規則等が整備され、「12学級以上18学級以下」を標準とすることや、通学距離を小学校では約4km、中学校では約6kmとする考え方が示されました。各自治体においては、こうした標準や通達等を参考とし、それぞれの地域の実情に応じて、保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、学校規模及び配置の適正化を進めてきました。

その後、全国的な少子化等の影響から、文部科学省において平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」が作成され、通学時間は「おおむね1時間以内」を目安とすることなどが示されたほか、令和3年には、学級編制の基準として、新たに小学校の1学級あたりの児童数を35人とすること(従来は40人で、1年生のみ35人)が定められました。

また、幼稚期の教育における標準的な規模等については、昭和31年の幼稚園設置基準において、1学級の児童数は35人以下を原則とし、担任を1人配置することなどが示されています。

国の学級編制の標準の考え方

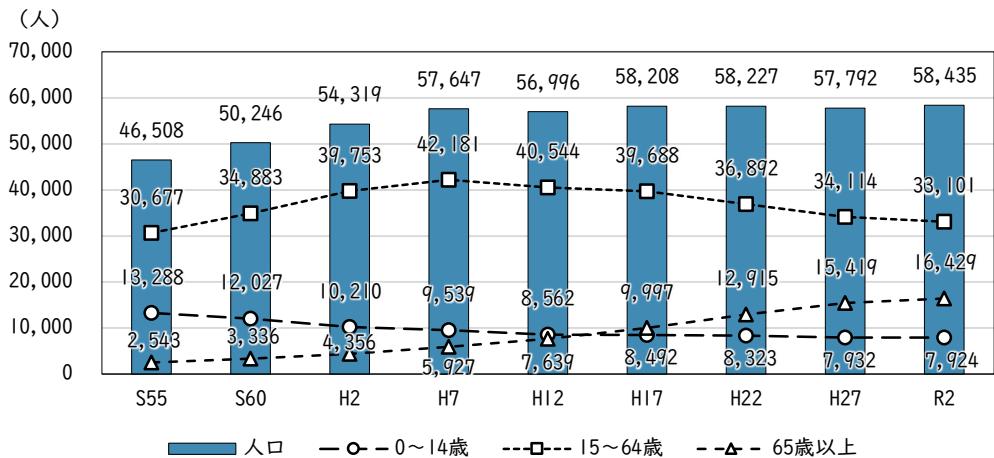
|     | 1学級あたりの人数 | 学級数                           | 通学距離(通学時間)           |
|-----|-----------|-------------------------------|----------------------|
| 幼稚園 | 35人以下     | —                             | —                    |
| 小学校 | 35人※      | 12学級以上18学級以下<br>(1学年あたり2~3学級) | 4km以内<br>(おおむね1時間以内) |
| 中学校 | 40人       | 12学級以上18学級以下<br>(1学年あたり4~6学級) | 6km以内<br>(おおむね1時間以内) |

※従来は40人(1年生のみ35人)。法改正に伴い、令和3年度から5年間かけて段階的に移行中。

## (2) 人口推移と将来推計について

### ①総人口の推移

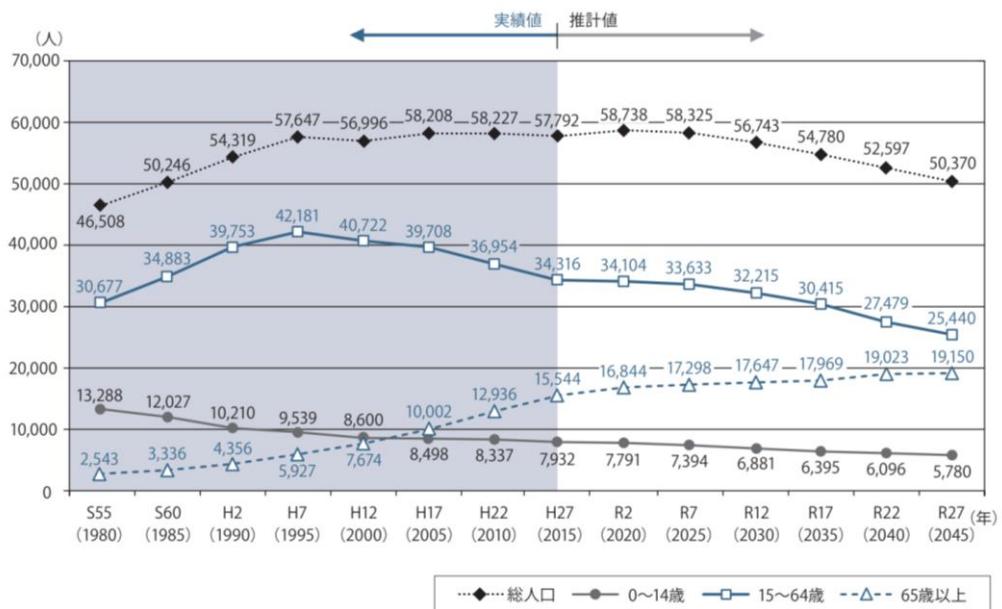
本市の人口は高度成長期のはじまりとともに急激に増加し、その後平成7年から概ね横ばいが続いている。また、年齢階層別人口の割合をみると、年少人口(0~14歳)は減少傾向にある中、平成12年からその傾斜は緩やかになり、令和2年では7,924人となっています。



※資料：国勢調査

### ②将来推計

本市の人口は市独自の推計では、令和27年には50,370人まで減少すると推計されています。また、年齢階層別人口の割合をみると、年少人口(0~14歳)は一貫して減少傾向が続き、5,780人となることが見込まれます。



※資料：第五次大阪狭山市総合計画

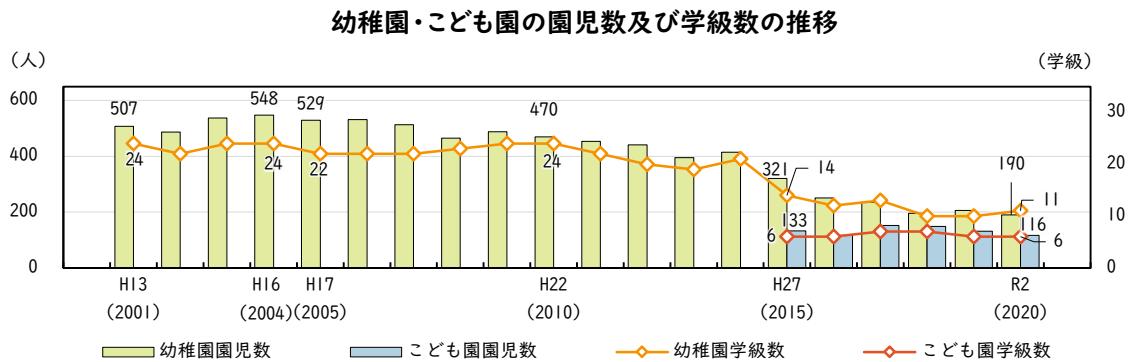
※令和2年(2020年)以降は、社人研準拠(住基補正)により、市独自に集計した結果

### (3) 園児・児童・生徒数及び学級数の推移と今後の見通しについて

#### ①園児数及び学級数の推移

本市の市立幼稚園の園児数は平成16年度の548人(全24学級)をピークに減少傾向が続き、令和2年度には190人(全11学級)となっています。

子ども・子育て支援新制度がはじまった平成27年度に、一部の市立幼稚園が認定こども園へ移行し、令和2年度のこども園の園児数をみると、教育利用(1号認定)の園児が38人、保育利用(2号認定)の園児が78人、計116人となっています。

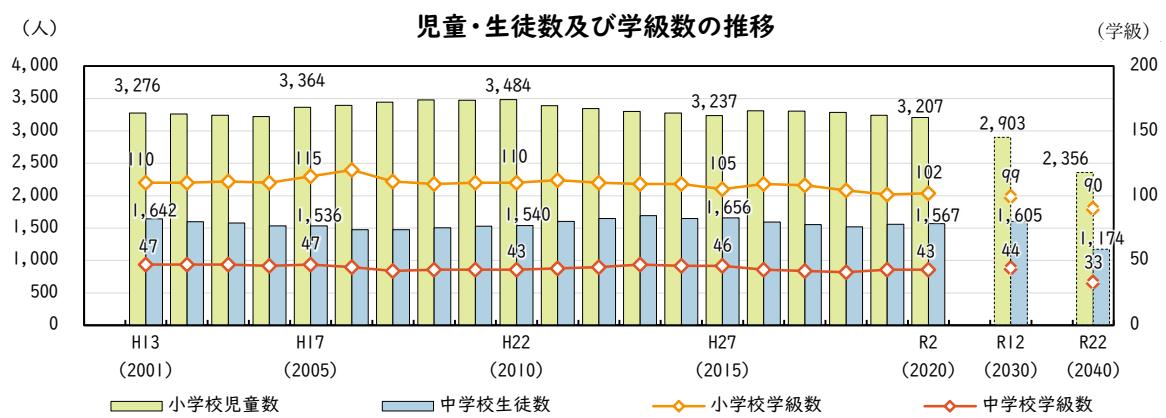


※こども園は教育利用(1号認定)、保育利用(2号認定)を含めた3~5歳児の園児数・学級数を示す。

#### ②児童生徒数及び学級数の推移と今後の見通し

児童生徒数をみると、平成13年度は小学校の児童数が3,276人(全110学級)、中学校の生徒数が1,642人(全47学級)であり、以降は概ね横ばいが続いている。

令和2年度以降は緩やかに減少し、令和22年度には児童数が2,356人(全90学級)、生徒数が1,174人(全33学級)まで減少する見込みです。



※令和2年までは実数値、令和12年、令和22年は、コーホート要因法で推計した数値に市独自の補正を行ったもの  
※学級数の推計値は1学級当たり小学校35人、中学校40人とした場合の値

**現在の小学校・中学校の児童・生徒数及び学級数の状況【令和4年度(2022年度)】**

|      | 児童数・学級数 |     |     |     |     |     |     | 計   |
|------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
|      | △       | 1年  | 2年  | 3年  | 4年  | 5年  | 6年  |     |
| 東小   | 児童数     | 159 | 162 | 149 | 140 | 141 | 142 | 893 |
|      | 学級数     | 5   | 5   | 5   | 4   | 4   | 4   | 27  |
| 西小   | 児童数     | 64  | 72  | 68  | 61  | 48  | 57  | 370 |
|      | 学級数     | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 12  |
| 南第一小 | 児童数     | 39  | 41  | 33  | 33  | 41  | 41  | 228 |
|      | 学級数     | 2   | 2   | 1   | 1   | 1   | 1   | 8   |
| 南第二小 | 児童数     | 82  | 91  | 80  | 86  | 88  | 96  | 523 |
|      | 学級数     | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 18  |
| 南第三小 | 児童数     | 29  | 37  | 31  | 46  | 35  | 51  | 229 |
|      | 学級数     | 1   | 1   | 1   | 2   | 1   | 2   | 8   |
| 北小   | 児童数     | 101 | 76  | 83  | 93  | 77  | 82  | 512 |
|      | 学級数     | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 3   | 18  |
| 第七小  | 児童数     | 87  | 93  | 64  | 66  | 88  | 68  | 466 |
|      | 学級数     | 3   | 3   | 2   | 2   | 3   | 2   | 15  |

|     | 生徒数・学級数 |     |     | 計   |     |
|-----|---------|-----|-----|-----|-----|
|     | △       | 1年  | 2年  | 3年  |     |
| 狹山中 | 生徒数     | 218 | 207 | 193 | 618 |
|     | 学級数     | 6   | 5   | 5   | 16  |
| 南中  | 生徒数     | 153 | 168 | 156 | 477 |
|     | 学級数     | 4   | 5   | 4   | 13  |
| 第三中 | 生徒数     | 160 | 130 | 168 | 458 |
|     | 学級数     | 4   | 4   | 5   | 13  |

**今後の小学校・中学校の児童・生徒数及び学級数の見通し**

|      | R2 (2020) |     | R7 (2025) |     | R12 (2030) |     | R17 (2035) |     | R22 (2040) |     |
|------|-----------|-----|-----------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|
|      | 児童数       | 学級数 | 児童数       | 学級数 | 児童数        | 学級数 | 児童数        | 学級数 | 児童数        | 学級数 |
| 東小   | 879       | 25  | 973       | 30  | 891        | 27  | 757        | 24  | 726        | 24  |
| 西小   | 363       | 12  | 478       | 18  | 413        | 15  | 296        | 12  | 280        | 12  |
| 南第一小 | 253       | 8   | 173       | 6   | 154        | 6   | 139        | 6   | 132        | 6   |
| 南第二小 | 517       | 17  | 367       | 12  | 301        | 12  | 241        | 12  | 227        | 12  |
| 南第三小 | 240       | 9   | 227       | 9   | 185        | 6   | 178        | 6   | 178        | 6   |
| 北小   | 500       | 16  | 579       | 18  | 528        | 18  | 491        | 18  | 489        | 18  |
| 第七小  | 455       | 15  | 515       | 18  | 431        | 15  | 344        | 12  | 324        | 12  |

|     | R2 (2020) |     | R7 (2025) |     | R12 (2030) |     | R17 (2035) |     | R22 (2040) |     |
|-----|-----------|-----|-----------|-----|------------|-----|------------|-----|------------|-----|
|     | 生徒数       | 学級数 | 生徒数       | 学級数 | 生徒数        | 学級数 | 生徒数        | 学級数 | 生徒数        | 学級数 |
| 狹山中 | 598       | 16  | 705       | 20  | 752        | 20  | 658        | 19  | 596        | 15  |
| 南中  | 496       | 13  | 452       | 13  | 363        | 10  | 299        | 9   | 267        | 9   |
| 第三中 | 473       | 14  | 462       | 12  | 490        | 14  | 382        | 11  | 311        | 9   |

※令和2年は実数値、令和7年以降はコーホート要因法で推計した数値に市独自の補正を行ったもの

※学級数は、1学級あたり小学校 35 人、中学校 40 人とした場合の推計値

## (4) 学校園の配置状況について

### ①対象施設

本方針の対象施設は、幼稚園3園、認定こども園1園、小学校7校、中学校3校とします。

|        | 対象施設名  | 建物名                 | 建築年       | 構造・階数 | 延床面積(m <sup>2</sup> ) |
|--------|--------|---------------------|-----------|-------|-----------------------|
| 幼稚園    | 東幼稚園   | 保育棟                 | S50(1975) | RC2   | 243.00                |
|        |        | 管理及び保育棟             | S50(1975) | RC2   | 1,082.00              |
|        | 半田幼稚園  | 遊戯室                 | S53(1978) | RC1   | 421.00                |
|        |        | 保育室1                | S53(1978) | RC1   | 244.00                |
|        |        | 保育室2                | S57(1982) | RC1   | 56.00                 |
|        | 東野幼稚園  | 園舎                  | S57(1982) | RC2   | 849.36                |
| 認定こども園 | こども園   | 管理及び保育棟<br>(旧第2保育所) | S50(1975) | RC1   | 622.22                |
|        |        | 保育室<br>(旧南第三幼稚園)    | S50(1975) | RC2   | 305.00                |
|        |        | 遊戯室<br>(旧南第三幼稚園)    | S53(1978) | RC2   | 187.00                |
|        |        | 管理室<br>(旧南第三幼稚園)    | S53(1978) | RC1   | 489.00                |
|        |        | 校舎1                 | S44(1969) | RC3   | 3,739.00              |
| 小学校    | 東小学校   | 校舎2                 | S49(1974) | RC3   | 1,569.00              |
|        |        | 校舎3                 | S56(1981) | RC3   | 384.00                |
|        |        | 体育館                 | H7(1995)  | RC2   | 883.00                |
|        | 西小学校   | 校舎1                 | S45(1970) | RC3   | 3,147.00              |
|        |        | 校舎2                 | S57(1982) | RC3   | 653.00                |
|        |        | 校舎3                 | S62(1987) | RC3   | 385.00                |
|        |        | 体育館                 | S47(1972) | RC2   | 604.00                |
|        | 南第一小学校 | 校舎1                 | S45(1970) | RC3   | 937.00                |
|        |        | 校舎2                 | S45(1970) | RC2   | 997.00                |
|        |        | 校舎3                 | S45(1970) | RC3   | 2,394.00              |
|        |        | 校舎4                 | S48(1973) | RC3   | 976.00                |
|        |        | 体育館                 | S45(1970) | RC2   | 657.00                |
|        | 南第二小学校 | 校舎1                 | S49(1974) | RC3   | 1,747.00              |
|        |        | 校舎2                 | S49(1974) | RC2   | 1,230.00              |
|        |        | 校舎3                 | S49(1974) | RC3   | 2,440.00              |
|        |        | 体育館                 | S49(1974) | RC2   | 784.00                |
|        | 南第三小学校 | 校舎1                 | S53(1978) | RC4   | 4,720.00              |
|        |        | 体育館                 | S53(1978) | RC2   | 813.00                |
|        | 北小学校   | 校舎1                 | S52(1977) | RC3   | 4,138.00              |
|        |        | 体育館                 | S52(1977) | RC1   | 713.00                |
|        | 第七小学校  | 校舎1                 | H2(1990)  | RC3   | 1,766.00              |
|        |        | 校舎2                 | H2(1990)  | RC3   | 2,711.00              |
|        |        | 体育館                 | H2(1990)  | RC2   | 804.00                |
|        |        |                     |           |       |                       |
| 中学校    | 狭山中学校  | 校舎1                 | S36(1961) | RC2   | 4,130.00              |
|        |        | 校舎2                 | S55(1980) | S2    | 768.00                |
|        |        | 体育館                 | S51(1976) | RC2   | 1,172.00              |
|        | 南中学校   | 校舎1                 | S47(1972) | RC3   | 2,700.00              |
|        |        | 校舎2                 | S51(1976) | RC3   | 1,366.00              |
|        |        | 校舎3                 | S47(1972) | RC2   | 1,875.00              |
|        |        | 校舎4                 | S47(1972) | RC3   | 803.00                |
|        |        | 体育館                 | S47(1972) | RC2   | 1,005.00              |
|        | 第三中学校  | 校舎1                 | S56(1981) | RC4   | 4,117.00              |
|        |        | 校舎2                 | S56(1981) | RC3   | 1,949.00              |
|        |        | 校舎3                 | H5(1993)  | RC2   | 341.00                |
|        |        | 体育館                 | S56(1981) | RC2   | 1,139.00              |

※延床面積は、公立学校施設台帳の数値（倉庫や機械室等の小規模な建物を除く。）

②学校園位置図及び各小学校・中学校の校区図



## 第3章 幼稚園・こども園の適正規模・適正配置について

### (1) 基本的な考え方について

幼児期における教育は、友達同士での体験を通した学びなど、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要なものです。また、幼児期の発達の特性を踏まえ、園児が友達と生活や遊びを楽しむことを体験して自分らしさを發揮し、自分たちで考え、主体的に物事を進めていく力を身に付けていくための環境づくりが求められます。

本市の市立幼稚園及びこども園については、全国的な少子化傾向に加え、保育ニーズの高まりや幼児教育・保育の無償化などを背景として、園児数の減少が課題となっています。

保護者へのアンケートでは、将来的に幼稚園は認定こども園化が望ましいといった回答も見られましたが、公立園での教育・保育を選択する機会を保障し、小中学校との連携、特別支援教育の充実やセーフティネット機能など、公立園の果たすべき役割を維持することの重要性を考え、適正規模を見据えつつ、公立園として幼稚園、こども園ともに、引き続き維持していくこととします。

### (2) 幼稚園の適正規模について

本市における園児にとって望ましい教育・保育環境を実現していくため、年齢（発達段階）に合わせて、以下の区分を設定します。

幼稚園の適正規模

|     | 1学年あたりの学級数 | 1学級あたりの園児数 |
|-----|------------|------------|
| 3歳児 | 2~3学級      | 10~19人     |
| 4歳児 | 2~3学級      | 15~24人     |
| 5歳児 | 2~3学級      | 15~29人     |

国が示す幼稚園設置基準では、1学級あたりの園児数は35人以下となっています。また、文部科学省委託の「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」においては、1学級に、3歳児は20人前後、4、5歳児は21人～30人程度の集団が適正とされています。

本市で実施したアンケート結果では、保護者全体で、1学級あたりの望ましい人数として、3歳児は15人～19人が、4歳児は20人～24人が、5歳児は20人～24人が最も多くなっています。また、市立幼稚園の保護者では、3歳児では、9割の保護者が10人～19人の範囲が、4歳児では、8割の保護者が15人～24人の範囲が、5歳児では、8割の保護者が15人～29人の範囲が適正と考えています。

また、1学年あたりの望ましい学級数としては、「2～3クラス程度はあった方が良い」が6割を占め、「多いほど良い」などを合わせると7割の保護者が複数学級を適正と考えています。

以上のことから、本市における幼稚園の適正規模としては、全ての年齢で2～3学級の複数学級とし、1学級あたりの園児数は、3歳児では10人～19人、4歳児では15人～24人、5歳児では15人～29人として設定します。

### (3) 必要な対策について

#### ①幼稚園に対する対策

市立幼稚園については、複数学級での運営が難しい状況にあります。幼児期の発達段階に応じた集団活動の維持・充実を図るために、適正な規模での教育・保育の機会を提供するため、再編・統合に取り組みます。

施設の配置については、既存の施設の活用だけに限定することなく、既存の認定こども園や保育所等も含めた地域間での立地のバランスや、周辺の交通、道路事情や駐車・駐輪スペースなどを考慮して検討します。

再編・統合にあたっては、小学校にスムーズに移行するための教育を充実するなど幼稚園教育の充実に取り組むとともに、現在の利用者等への配慮も必要であるため、一定の移行期間を設けます。

また、現在よりも通園距離や通園時間が長くなる地域が生じることが想定されるため、送迎バスの導入や預かり保育の充実、アンケートで要望の多かった給食の実施などについて検討します。

(参考) 令和4年度の状況をもとに1園に統合した場合の園児数・学級数のイメージ

|     |     | 東  | 半田 | 東野 | 合計  | 想定  |        |
|-----|-----|----|----|----|-----|-----|--------|
| 3歳児 | 園児数 | 27 | 15 | 14 | 56  | 56  | 学級 19人 |
|     | 学級数 | 2  | 1  | 1  | 4   | 3   |        |
| 4歳児 | 園児数 | 27 | 19 | 13 | 59  | 59  | 学級 20人 |
|     | 学級数 | 1  | 1  | 1  | 3   | 3   |        |
| 5歳児 | 園児数 | 26 | 14 | 13 | 53  | 53  | 学級 27人 |
|     | 学級数 | 1  | 1  | 1  | 3   | 2   |        |
| 合計  | 園児数 | 80 | 48 | 40 | 168 | 168 |        |
|     | 学級数 | 4  | 3  | 3  | 10  | 8   |        |

※幼稚園を希望する子どもの数が減少傾向にあり、統合に向けて一定の移行期間を設けることを想定すれば、上表の想定は、現状考えられる範囲での統合園における最大規模にあたると考えられます。

#### ②こども園に対する対策

こども園は、現在は0~3歳児施設と4~5歳児施設の二つの園舎で運営しているため、例えば、0歳児から5歳児まで幅広い子どもたちが交わって生活していくことにより、自然に上の年齢の子どもへのあこがれを抱いたり、下の年齢の子どもへのいたわりの心を育むといった、認定こども園の良さを活かした教育・保育の実践が重要な課題となっています。

また、両施設とも建築後40年以上が経過しており、今後も維持管理に多額の経費が必要となることが見込まれるほか、施設ごとに早朝・延長保育への対応が必要となるため、職員配置においても通常よりも多くの人数が必要となるなど、非効率的な運営が続いている。

そのため、こども園については、一つの園舎での運営の実現に向けて、園舎の移転(建替え)や増改築による施設の統合を進めていくとともに、定員の見直しや満3歳児保育の実施についても検討します。

なお、具体的な再配置の手法や時期、立地については、こども園単独で検討するのではなく、小学校・中学校の適正配置や市全体の公共施設の再配置の取組み、今後のまちづくりの動向なども視野に入れながら、他の施設との複合化も含めて検討を進めていくこととします。

## 第4章 小学校・中学校の適正規模・適正配置について

### (1) 基本的な考え方について

小学校・中学校は、単に知識や技能を習得するだけではなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場です。そうした教育を実現していくためには、一定の規模の集団が確保されていることはもちろん、経験年数や専門性等についてバランスのとれた教職員が配置されていることが望ましいと考えます。

学校規模の適正化は、様々な要素が絡む課題ですが、あくまでも児童生徒の教育環境の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきであり、これから時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、保護者や地域住民の共通理解を図りながら、適正化に向けて検討していく必要があります。

また、小学校・中学校は、各地域のコミュニティの核としての性格も有しており、防災や地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、将来のまちづくりの視点を踏まえた検討が必要です。

### (2) 学校規模について

#### ①小学校

本市における児童にとって望ましい教育環境を実現していくため、以下の区分を設定します。

小学校の適正規模

| 小規模校              | 適正規模校  | 大規模校               |
|-------------------|--|--------------------|
| 6 学級以上<br>11 学級以下 | 12 学級以上 18 学級以下(1学年あたり2~3学級)を標準とし、24学級(1学年あたり4学級)までは許容範囲とする。 | 25 学級以上<br>30 学級以下 |

#### <適正規模校>

国が示す小学校の標準規模としては「12学級以上18学級以下(1学年あたり2~3学級)」となっており、教職員のアンケートにおいても、「1学年あたりの望ましい学級数として、「3クラス(79.3%)」が最も多くみられることから、本市における小学校の規模として、国の基準は参考にすべき適正な学校規模の水準にあると考えます。

他方、本市の小学校の学級数の変遷をみると、複数の学校において18学級を超えて運用されてきた経過があり、保護者のアンケートにおいても、「1学年あたりの望ましい学級数として、「3クラス(55.5%)」に次いで「4クラス(21.0%)」との意見も多くみられています。

これらのことを考慮すると、本市の小学校においては、「24 学級(1学年あたり4学級)」までは、適正な教育水準を維持するうえで許容できる範囲にあると考えられます。

以上のことから、本市における学校規模の基準としては、適正規模を「12 学級以上 18 学級以下(1学年あたり2~3学級)」とすることを基本とした上で、各校の実態等に合わせて「24学級(1学年あたり4学級)」までを許容する範囲として設定します。

### <小規模校>

学級数が少ない場合のデメリットを考慮し、全学年が1学級となる「6学級」を下限として、適正規模を下回る学校を「小規模校」とします。「小規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要があり、とりわけ5学級以下（過小規模）となることがないよう配慮します。

### <大規模校>

学級数が多い場合のデメリットを考慮し、1学年あたり5学級となる「30学級」を上限として、適正規模を上回る学校を「大規模校」とします。「大規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要があり、とりわけ31学級以上（過大規模）となることがないよう配慮します。

なお、上記の区分は、本市の将来を見据え、全市的に小学校の基準として設定するものです。当然ながら、各学校によって、校舎や運動場の規模、必要な支援学級などの数には違いがあり、それぞれに置かれている状況は異なるため、適正規模の範囲にあれば良いということではなく、各学校において、より良い教育環境の実現に向けた取組みを推進します。

## ②中学校

本市における生徒にとって望ましい教育環境を実現していくため、以下の区分を設定します。

中学校の適正規模

| 小規模校            | 適正規模校                         | 大規模校             |
|-----------------|-------------------------------|------------------|
| 6学級以上<br>11学級以下 | 12学級以上18学級以下<br>(1学年あたり4~6学級) | 19学級以上<br>24学級以下 |

### <適正規模校>

国が示す中学校の標準規模としては「12学級以上18学級以下（1学年あたり4~6学級）」となっています。アンケートによると、1学年あたりの望ましい学級数として、教職員の回答では「4クラス（67.8%）」が最も多く、次いで「5クラス（18.6%）」となっており、保護者の回答では「5クラス（38.6%）」が最も多く、次いで「4クラス（27.9%）」、「6クラス以上（11.8%）」となっています。

いずれも国の考え方の範囲内であるため、本市における学校規模の基準としては、国の考え方について、適正規模を「12学級以上18学級以下（1学年あたり4~6学級）」として設定します。

### <小規模校>

学級数が少ない場合のデメリットを考慮し、全学年が2学級となる「6学級」を下限として、適正規模を下回る学校を「小規模校」とします。「小規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要があり、5学級以下（過小規模）となることがないよう配慮します。

## <大規模校>

学級数が多い場合のデメリットを考慮し、1学年あたり8学級となる「24学級」を上限として、適正規模を上回る学校を「大規模校」とします。「大規模校」においては、適正規模校の範囲となるよう、早期に取組みの検討に着手する必要があり、25学級以上（過大規模）となることがないよう配慮します。

なお、上記の区分は、本市の将来を見据え、全市的に中学校の基準として設定するものです。当然ながら、小学校と同様、各学校によって、校舎や運動場の規模、必要な支援学級などの数には違いがあり、それぞれに置かれている状況は異なるため、適正規模の範囲にあれば良いということではなく、各学校において、より良い教育環境の実現に向けた取組みを推進します。

### (3) 通学距離・通学時間について

国においては、通学距離及び通学時間について、小学校はおおむね 4km以内、中学校はおおむね 6km以内、通学時間はおおむね1時間以内、という考え方が示されています。

本市は、通学において徒歩を原則としていますが（一部の中学校において、個別に事情を勘案したうえで、自転車通学等について認めている場合もあります。）、本市の小学校・中学校の配置について、それぞれ最も遠い校区界までの直線距離は、小学校は 2.2km、中学校は 3.1kmが最長となっており、現在は国の基準よりもコンパクトな校区が設定できています。

また、保護者へのアンケートでは、現在の通学時間は、小学校では「30分未満」までで 95.0%、中学校では 93.3%となっており、多くの児童生徒の通学時間は、国の基準の半分以下であることがわかります。

今後、校区の変更や施設の再配置等を検討する必要がある場合においては、適正配置の観点から、国の基準を参考にしたうえで、現状における最長距離（小学校 2.2km、中学校 3.1km）を大きく上回ることのないよう配慮するとともに、子どもたちの通学と安全の確保のため、通学路の安全性について点検することとします。

なお、アンケートでは、学校の適正規模・適正配置の検討にあたっては、「子どもたちの通学と安全の確保」を最重視すべきという回答が突出して高かったことを踏まえ、通学路の安全性について点検していくことも重要と考えます。

### (4) 学校規模の適正化の検討が必要な範囲について

小学校・中学校とともに、適正規模校を基準としつつ、児童生徒数の増減等により小規模校あるいは大規模校となる場合においては、適正規模の範囲に収まるよう、対策を検討します。特に、過小規模または過大規模となることが見込まれる状況に至った場合には、早急に（過小又は過大となる前に）、具体的な対策を実施します。

なお、対策の実施にあたっては、保護者や地域住民、学校関係者等との丁寧な合意形成の機会を設けることが重要であり、実際に学校に通っている児童生徒もいることから、実現までに一定の期間が必要になるものと考えられます。そのため、数年先の児童生徒数については、学齢簿データなどからできるだけ正確な推計に努めるとともに、地域における宅地開発の状況等も把握しながら、早い段階から情報公開等を行い、検討を進めていくこととします。

## (5) 必要な対策について

### ①大規模校に対する対策

児童生徒数の増加により適正規模校の範囲を超え、大規模校となる場合又は現に大規模校となっている場合には、適正規模の範囲に収まるよう、以下の対策を検討します。

#### (ア) 通学区域の見直し

通学区域（校区）は、まちづくりの単位として地域のコミュニティにおいて基礎となるものですが、適正規模を超えて大規模化が進んでいる場合、各学校単独では子どもたちのより良い教育環境の実現が困難となるため、通学区域の見直しを検討します。特に、規模の異なる学校同士が隣接する場合には有効な手法と考えられます。

また、本市の通学区域は、複数の小学校区をあわせて中学校区が形成されており、現在は同じ小学校から別の中学校に分かれて進学することはありません。通学区域の見直しにあたっても、この関係性を前提に進めることができると考えられることから、「同一中学校区内の小学校同士の見直し」又は「小学校区と中学校区の一体的な見直し」を想定します。

また、通学距離や通学経路の安全性などにも配慮するとともに、地域の自治会活動等との整合などについて、総合的に調整します。

#### (イ) 通学区域の弾力化

校区の変更が難しい場合の選択肢として、基本となる通学区域（校区）はそのままに、区域の周辺など特定の地域に住む児童生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める（各家庭で通学する学校を選択できる）制度も考えられることから、これらの手法の有効性を検証のうえ、適用することも検討します。

#### (ウ) 既設の学校の増改築等

大規模校に対して、直接的に適正規模に向かうための手法ではありませんが、児童生徒数の増加で不足が見込まれる教室等の確保による緩和、改善という観点から、既設の学校の増改築等についても検討します。

本市の小学校・中学校の校舎は全て耐震補強済みであり、一部の学校では老朽化に伴う大規模改修も実施しています。空き教室など校舎の一部や敷地内の余裕スペース等を活用して改修や増改築等を実施することにより、不足が見込まれる教室等の確保が可能な場合には、維持管理経費等も考慮した上で、実施の是非を検討します。

一方で、建物の耐用年数は長期間にわたることから、増改築等を実施する場合には、当面は増加する児童生徒のための教育環境の確保に努めつつ、将来的には、例えば地域コミュニティの活動拠点としても転用可能な配置を検討するなど、学校教育用途以外の利用も視野に入れた設計上の工夫などについても検討が必要であると考えます。

なお、今後、児童生徒数の更なる増加により、教室数の確保が中長期的に困難となることが明らかとなり、他の手法でも解決が困難な場合は、移転や建替えについても検討します。

## (エ) 近隣校の学校施設の共同利用

増改築等と同様に、直接的に適正規模に向かうための手法ではありませんが、隣接する学校施設等において、例えばプールや体育館といった体育スペースの共同利用により、教室容量に起因する教育上のデメリットを緩和できる場合には積極的に検討します。

なお、その際には、児童生徒の移動の際の安全確保等には十分配慮するものとします。

## (オ) 小中学校が連携した9年制の義務教育の推進

「小中一貫校※」や小学校から中学校までを一つの学校（運営組織）として柔軟な学校運営やカリキュラムの運用を行う「義務教育学校※」の設置により、大規模校の教室容量に起因する課題を解決することができる場合には、これらの手法についても検討します。

また、関連する取組みとして、適正規模に向かうための手法ではありませんが、義務教育9年間を見通し、小学校から中学校への連続的な学びを推進するため、小学校5・6年生を対象として、教科別に専門の教員が教える「教科担任制」や学校又は地域の特色を生かし、学習指導要領等によらない特別の教育課程を編成し実施することができる「教育課程特例校」の導入についても検討します。

※小中一貫校：組織上独立した小学校と中学校が一貫した教育を施すたちで、それぞれに校長、教職員組織を有する学校のこと。

※義務教育学校：一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する学校のこと。

## ②小規模校に対する対策

児童生徒数の減少により適正規模校の範囲を下回り、小規模校となる場合又は現に小規模校となっている場合には、適正規模の範囲に収まるよう、以下の対策を検討します。

### (ア) 通学区域の見直し

大規模校に対する対策と同様に、小規模校に対する対策としても通学区域の見直しを検討します。特に、規模の異なる学校同士が隣接する場合には有効な手法と考えられます。

通学区域の見直しにあたっては、通学距離や通学経路の安全性などに配慮の上で、小学校区と中学校区との整合、また、地域の自治会活動等との整合などについて、総合的に調整します。

### (イ) 通学区域の弾力化

校区の変更が難しい場合は、基本となる通学区域（校区）はそのままに、区域の周辺など特定の地域に住む児童生徒について、一定の条件のもと指定校以外の隣接する学校への就学を認める（各家庭で通学する学校を選択できる）制度も考えられることから、これらの手法の有効性を検証のうえ、適用することも検討します。

#### **(ウ) 隣接する学校同士の統合**

隣接する学校との統合により適正規模が確保される場合には、現状の学校規模における教育・学習環境及び学校運営上の課題の精査をしたうえで、統合について検討します。

通常、統合する場合、どちらかの学校に統合され、一方は廃校となります。学校の統廃合は、児童生徒、保護者、地域住民及びその学校の卒業生等にも影響を及ぼします。

また、地域コミュニティの核となる拠点施設として、防災、地域交流の場等、様々な機能を有しているため、跡地の活用も含めて、地域住民等との調整にも十分配慮するものとします。

#### **(エ) 小中学校が連携した9年制の義務教育の推進**

近くの小中学校を統合することで子どもたちの学びや育ち、地域の課題等が解決され、より良い教育の実現が期待される場合には、小中一貫校や義務教育学校の設置についても検討します。

## (6) 地域(中学校区)別の現状と今後の方向性について

すでに適正規模・適正配置の観点から課題を抱えている学校もみられるため、ここでは、(5)で示した「必要な対策」に基づき、現在の各中学校区の現状と今後必要と考えられる対応方策について、個別に整理した結果、各中学校区の対応を次のように定めます。

今後は、この方針に基づき、それぞれの学校の状況等に応じて、優先順位付けを行い、速やかかつ着実な取組みの推進に努めます。

### ① 狹山中学校区（東小学校、北小学校、狹山中学校）

令和4年時点の学級数でみると、東小学校は「大規模校」、北小学校と狹山中学校は「適正規模校」となっています。ただし、狹山中学校については、数年後には「大規模校」となる見込みとなっています。東小学校や狹山中学校では、以前から敷地や校舎に余裕がないとの指摘があり、運動場も狭い状況となっています。

東小学校と北小学校は、小学校における35人学級の導入により普通教室の不足が見込まれるため、教育委員会では喫緊の対応として、現在、空き教室の転用や敷地内の余裕スペースへの増築による対応を進めていますが、増築にあたっては、単に35人学級による不足分だけに着目するのではなく、近年の両校の児童数の増加等の状況に加え、今後の見通しも考慮するものとします。

また、増築による対応は、適正規模の実現に向けた根本的な解決には至るものではないため、将来的には通学区域の見直しや通学区域の弾力化も視野に入れた検討も必要と考えられます。

東小学校と狹山中学校については、以前から運動場の狭さが指摘されているとともに、今後も児童生徒数の増加が見込まれており、速やかな対応が求められています。これらの諸課題を改善するため、建替えなど、根本的な改善が必要と考えられます。

建替えや増築を検討する場合には、通学する子どもたちが小学校と中学校で連続して建替え等を経験することなく、また、その対応が遅れることのないよう、その実施時期については慎重に検討するとともに、児童生徒の移動の安全性を確保したうえで、プールや体育館など、体育スペースの共同利用などについても検討するものとします。

### ② 南中学校区（南第一小学校、南第二小学校、南第三小学校、南中学校）

令和4年時点の学級数でみると、南第一小学校と南第三小学校は「小規模校」、南第二小学校と南中学校は「適正規模校」となっています。

南第一小学校と南第三小学校では、すでに学年によって单学級が生じており、今後の見通しでは、35人学級の導入を考慮しても、将来的には全学年で单学級となる見込みとなっています。

南第一小学校と南第三小学校は小規模校同士で隣接しているため、通学区域の見直しや通学区域の弾力化による適正規模の実現は難しいと考えられますが、両校を統合した場合には、中長期的に各学年2学級以上が実現できると見込まれることから、今後の狹山ニュータウン地区の状況など将来の見通しについても注視しつつ、統合について検討します。

なお、両校の通学区域は小学校7校の中で1番目と2番目に狭く、統合してもなお他の5校の通学区域より狭い状況であり、子どもにとっての通学距離・通学時間という点に限れば、統合に向けた課題は大きくなないと考えられます。

統合を検討する場合は、地域コミュニティの核として地域住民等との調整を踏まえ、実施時期を考慮する必要があります。現状の学校規模による教育・学習環境及び学校運営上の課題の精査及び丁寧な情報発信とともに、統合後に廃校となる学校の活用についても検討を進めることとします。

南第二小学校と南中学校は適正規模にあり、今後も当面の間は適正規模を維持する見通しであるため、適切に施設の維持管理を行いながら現状の維持に努めます。

### ③ 第三中学校区（西小学校、第七小学校、第三中学校）

令和4年時点の学級数でみると、西小学校と第七小学校、第三中学校はいずれも「適正規模校」となっています。

今後も当面の間は適正規模を維持する見通しですが、今後の宅地開発の状況など将来の見通しについて注視しつつ、適切に施設の維持管理を行いながら現状の維持に努めます。

#### （参考）現在の小中学校の学校規模

|      | 小学校の学級数 |   |          |   |    |       |    |    |    |    |    |    |    |    |          |    |    |    |    |      |    |    |    |        |    |  |  |  |  |
|------|---------|---|----------|---|----|-------|----|----|----|----|----|----|----|----|----------|----|----|----|----|------|----|----|----|--------|----|--|--|--|--|
|      | 6       | 7 | 8        | 9 | 10 | 11    | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20       | 21 | 22 | 23 | 24 | 25   | 26 | 27 | 28 | 29     | 30 |  |  |  |  |
| 規模区分 | 小規模校    |   |          |   |    | 適正規模校 |    |    |    |    |    |    |    |    |          |    |    |    |    | 大規模校 |    |    |    |        |    |  |  |  |  |
| 学校名  |         |   | ● 南第一小学校 |   |    |       |    |    |    |    |    |    |    |    | ● 南第二小学校 |    |    |    |    |      |    |    |    | ● 東小学校 |    |  |  |  |  |
|      |         |   | ● 南第三小学校 |   |    |       |    |    |    |    |    |    |    |    | ● 西小学校   |    |    |    |    |      |    |    |    |        |    |  |  |  |  |
|      |         |   |          |   |    |       |    |    |    |    |    |    |    |    | ● 第七小学校  |    |    |    |    |      |    |    |    |        |    |  |  |  |  |
|      |         |   |          |   |    |       |    |    |    |    |    |    |    |    |          |    |    |    |    |      |    |    |    |        |    |  |  |  |  |

|      | 中学校の学級数 |   |   |   |    |       |    |    |        |    |    |    |         |    |    |      |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------|---------|---|---|---|----|-------|----|----|--------|----|----|----|---------|----|----|------|----|----|----|--|--|--|--|--|--|--|--|
|      | 6       | 7 | 8 | 9 | 10 | 11    | 12 | 13 | 14     | 15 | 16 | 17 | 18      | 19 | 20 | 21   | 22 | 23 | 24 |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 規模区分 | 小規模校    |   |   |   |    | 適正規模校 |    |    |        |    |    |    |         |    |    | 大規模校 |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 学校名  |         |   |   |   |    |       |    |    | ● 南中学校 |    |    |    | ● 第三中学校 |    |    |      |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |
|      |         |   |   |   |    |       |    |    |        |    |    |    |         |    |    |      |    |    |    |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 第5章 今後の進め方について

今後、教育委員会が取組みを推進していくにあたって、以下の点について考慮するものとします。

### (1) 子どもたちにとって安全でより良い教育・保育環境の実現

学校園は、単なる教育施設というだけではなく、地域において様々な活動の拠点となる施設です。誰もが子どもの頃に利用していることから、思い出や誇りなどにも包まれた大切な資産でもあり、実際に適正規模・適正配置の取組みを進めるにあたっては関係者も多岐にわたることが予想されます。

しかし、あくまでも主役は子どもたちであり、「子どもたちにとって、安全でより良い教育・保育環境を作る視点」を第一に具体的な課題解決策を検討のうえ、取組みを進めていくこととします。

昨今、通園・通学時における事件や事故など、子どもたちの安全面で懸念される事象についての報道も多くみられます。現状の再点検はもちろんですが、特に適正規模・適正配置の取組みによって通園・通学区域を見直す場合には、こうした危険を未然に防止するため、通学路における安全確保等には十分配慮するものとします。そのためには地域住民や関係機関と協力するとともに、子ども自身が危険を認識し、自分の身を守るための安全教育などにも積極的に取組みを進めることとします。

### (2) 速やかかつ着実な取組みの推進

本市の学校園を取り巻く状況をみると、小規模化と大規模化が同時進行しており、いずれも待ったなしの状態となっていると考えられることから、施設の建替えの時期等も見据えながら、優先順位付けを行い、できるだけ速やかかつ着実に、より良い教育環境の実現を図るよう努めます。

昨今は、小中一貫校や義務教育学校といった新たな枠組みの導入や、学校園施設と他の公共施設との複合化や共同利用など、これまでの学校園のイメージを大きく変えるような取組みも推進されています。適正規模・適正配置の取組みは長期にわたることから、学校園を核としつつ、市長部局と十分に協議しながら、幅広い視点で検討を進めることとします。

### (3) 社会情勢の変化を踏まえた見直しと情報発信

学校園の適正規模・適正配置についての検討は、教育的な視点だけではなく、地域との関わりも含めて、将来にわたって影響が生じる可能性を含んでいます。基本方針に基づく取組みについては、適切に進捗管理を行い、その経過については積極的な情報発信に努めます。

また、今後、国や大阪府における教育制度の変更や社会経済情勢の変化など、学校園のあり方について影響を及ぼす制度変更等があった場合は、必要に応じて見直しを行うなど、柔軟かつ継続的な取組みとして推進していくこととします。

資料Ⅰ 答申書(鑑)(写)

令和4年(2022年)12月8日

大阪狭山市教育委員会あて

大阪狭山市これからの学校園のあり方検討委員会  
委員長 今西幸藏

「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の  
策定について(答申)

令和3年(2021年)7月6日付け大狭教総第42号で諮問がありました「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」の策定について、当検討委員会を計9回にわたり開催し、本市の子どもたちにとって、より良い教育環境とは何かという視点で、学校園規模の適正化・適正配置の基本的な方針や今後の方向性等について、慎重かつ活発な審議を重ねてまいりました。

その結果、別添の「大阪狭山市立学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針について」とおり答申します。

なお、今後の取組みの推進にあたっては、審議過程において委員より述べられた意見や要望等に十分配慮し、着実な実行と適切な進捗管理をしていただくことを申し添えます。

## 資料2 学校規模によるメリット・デメリット

|               | 規模が小さい場合  |  | 規模が大きい場合   |   |
|---------------|---|--|--|---|
|               | メリット  | デメリット  | メリット   | デメリット   |
| 学習面           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の一人ひとりにきめ細かな指導が行いやすい。</li> <li>・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しやすい。</li> </ul>              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で、多様な考え方触れられる機会や学び合い、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。</li> <li>・単学級の場合、学級間の相互啓発がなされにくく。</li> <li>・運動会などの学校行事や部活動等に制約が生じやすい。</li> <li>・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しにくい。</li> <li>・グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りにくい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・集団の中で、多様な考え方触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。</li> <li>・運動会などの学校行事や部活動等に活気が生じやすい。</li> <li>・中学校の各教科の免許を持つ教員を配置しやすい。</li> <li>・グループ学習や習熟度別学習、小学校の専科教員による指導など、多様な学習・指導形態を取りやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li> <li>・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくい。</li> </ul> |
| 生活面           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒相互の人間関係が深まりやすい。</li> <li>・異学年間の交流が生まれやすい。</li> <li>・児童・生徒の一人ひとりにきめ細かな指導が行いやすい。</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えが困難なことなどから、人間関係や相互の評価等が固定化しやすい。</li> <li>・切磋琢磨する機会等が少なくなりやすい。</li> <li>・組織的な体制が組みにくく、指導方法等に制約が生じやすい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・クラス替えがしやすいことなどから、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。</li> <li>・切磋琢磨すること等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすい。</li> <li>・学校全体での組織的な指導体制を組みやすい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・学年内・異学年間の交流が不十分になりやすい。</li> <li>・児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。</li> </ul>                   |
| 学校運営面<br>・財政面 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。</li> <li>・学校が一体となって活動しやすい。</li> <li>・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員の配置を行いにくい。</li> <li>・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・協力・切磋琢磨等が行いにくい。</li> <li>・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。</li> <li>・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。</li> <li>・子ども一人あたりにかかる経費が大きくなりやすい。</li> </ul>                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・経験、教科、特性などの面でバランスのとれた教職員配置を行いややすい。</li> <li>・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・協力・切磋琢磨等が行いやすい。</li> <li>・校務分掌を組織的に行いややすい。</li> <li>・出張、研修等に参加しやすい。</li> <li>・子ども一人あたりにかかる経費が小さくなりやすい。</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員相互の連絡調整が図りづらい。</li> <li>・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。</li> </ul>    |
| その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域社会との連携が図りやすい。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA活動等における保護者一人当たりの負担が大きくなりやすい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA活動等において、役割分担により、保護者の負担を分散しやすい。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者や地域社会との連携が難しくなりやすい。</li> </ul>   |

資料:文部科学省が都道府県・市町村の計画等を参考に作成し、中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・

運営の在り方等に関する作業部会〔第8回:H20.12.2〕で配布した資料をもとに作成

### 資料3 学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果【抜粋】

本市の学校園のあり方を検討するにあたり、児童生徒、保護者、教職員、市民の意向を把握する必要があると考え、検討の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査を実施しました。

各調査の概要は以下のとおりです。

#### ■学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査

##### <幼稚園>

- ・実施期間：令和4年7月8日（金）～19日（火）（未就園児の保護者は29日（金）まで）
- ・調査方法：各施設で用紙を配布し回収
- ・調査対象：幼稚園・認定こども園・保育所の保護者及び教職員、未就園児事業に参加する保護者、ぽっぽえん・UPっぷをアンケート実施期間に利用した保護者

| 対象者 | 配布数 | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-----|-------|-------|
| 保護者 | 995 | 657   | 66%   |
| 教職員 | 85  | 64    | 75%   |

##### <小学校>

- ・実施期間：令和4年7月8日（金）～19日（火）（教職員は26日（火）まで）
- ・調査方法：専用フォームによる回答（1年生保護者のみ用紙と併用）
- ・調査対象：市内の小学校の児童（1～3年生を除く）、保護者及び教職員

| 対象者 | 配布数   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|-------|
| 児童  | 1,580 | 1,267 | 80%   |
| 保護者 | 2,478 | 1,793 | 72%   |
| 教職員 | 143   | 92    | 64%   |

##### <中学校>

- ・実施期間：令和4年7月8日（金）～19日（火）（教職員は26日（火）まで）
- ・調査方法：専用フォームによる回答
- ・調査対象：市内の中学校の生徒、保護者及び教職員

| 対象者 | 配布数   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|-------|
| 生徒  | 1,553 | 971   | 63%   |
| 保護者 | 1,430 | 714   | 50%   |
| 教職員 | 73    | 58    | 79%   |

#### ■公共施設に関する市民アンケート調査（※大阪狭山市総務部行財政マネジメント室により実施）

- ・実施期間：令和4年6月16日（木）～30日（木）
- ・調査方法：郵送配布・郵送回収
- ・調査対象：16歳以上の市民3,000人（無作為抽出）

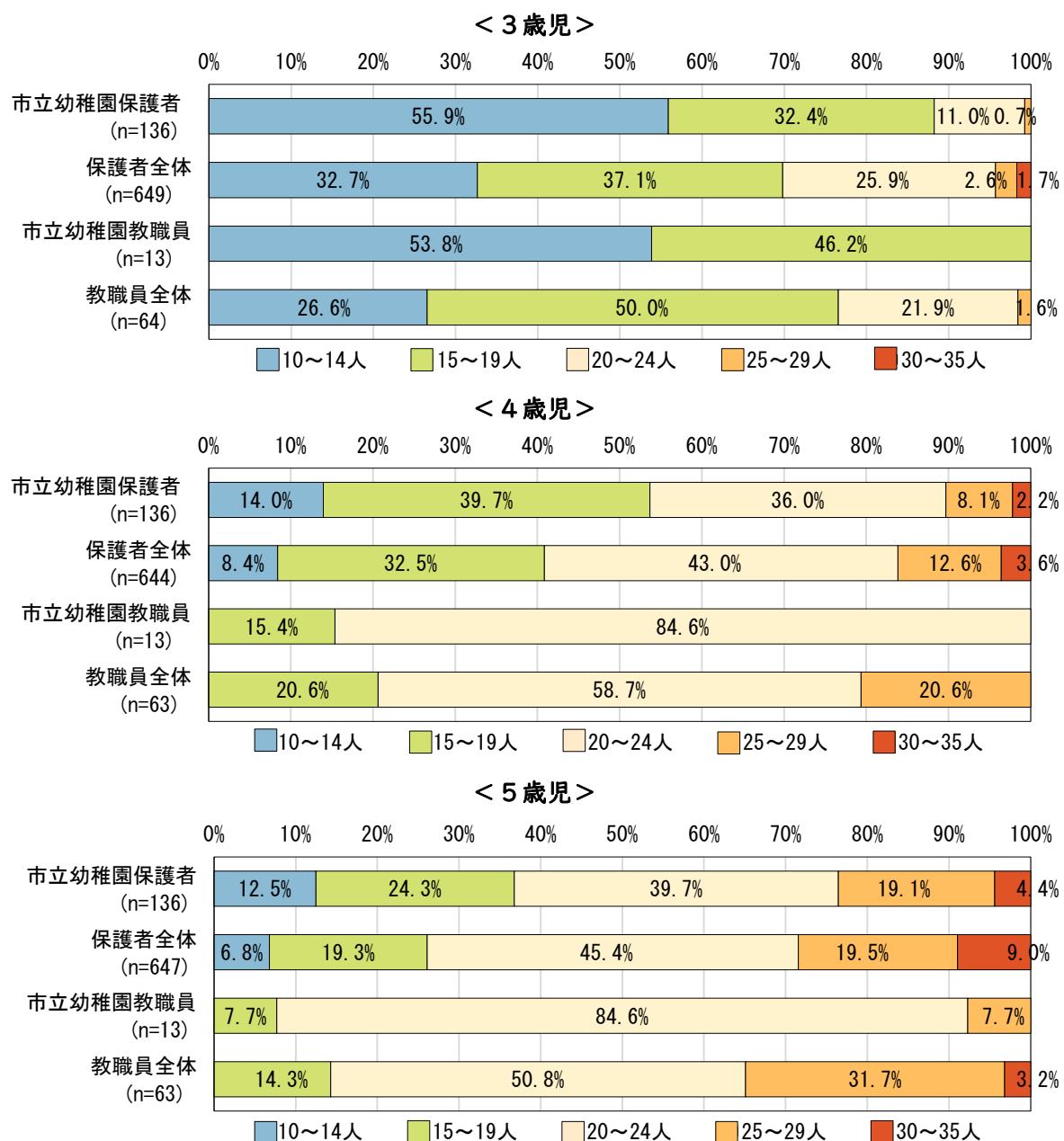
| 対象者 | 配布数   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|-----|-------|-------|-------|
| 市民  | 3,000 | 1,106 | 37%   |

## ①学校園の適正規模・適正配置に関するアンケート調査の概要

### (ア) 幼稚園

#### ○ 1クラスあたりの望ましい人数（保護者・教職員）

- 3歳児：全体では保護者・教職員とも「15～19人」が最も望まれています。  
市立幼稚園では「10～19人」の範囲に保護者の9割・教職員の全数が含まれています。
- 4歳児：全体では保護者・教職員とも「20～24人」が最も望まれています。  
市立幼稚園では「15～24人」の範囲に保護者の8割・教職員の全数が含まれています。
- 5歳児：全体では保護者・教職員とも「20～24人」が最も望まれています。  
市立幼稚園では「15～29人」の範囲に保護者の8割・教職員の全数が含まれています。



## (イ) 小学校

### ○ 1学年あたりの望ましい学級数

- ・保護者全体の多くは3～4クラス（1学校あたり18～24学級）を望まれています。
- ・教職員全体の多くは3クラス（1学校あたり18学級）を望まれています。

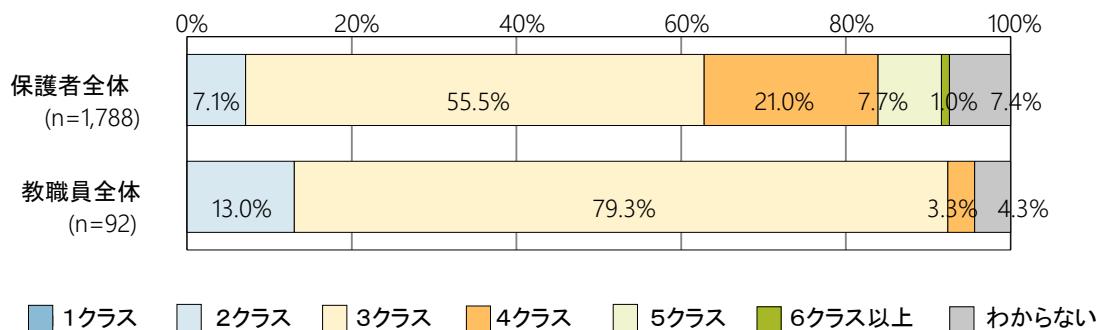
### ○ 学校園の適正規模や適正配置の検討を進めるうえで配慮する点

- ・保護者、教職員ともに全体で子どもたちの通学と安全の確保を最も重視しています。

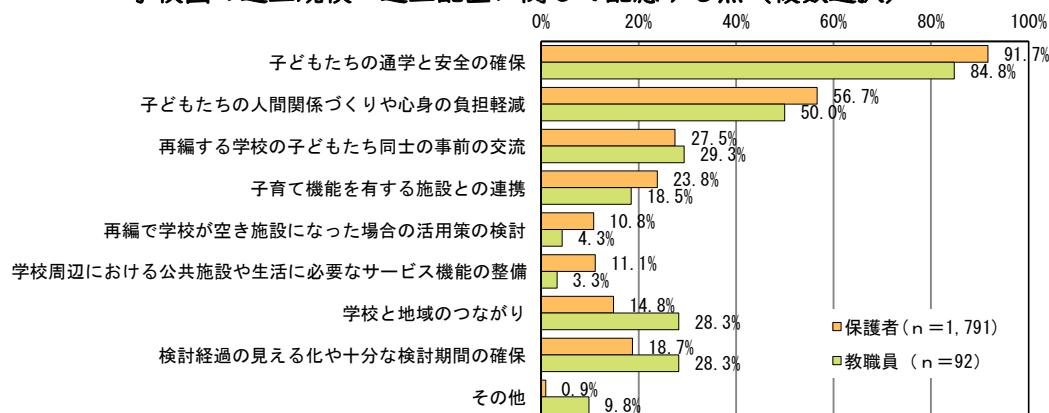
### ○ 現在の通学時間

- ・現在の通学時間は、「30分未満」までで95.0%であり、国が示す通学時間の目安の範囲内となっています。

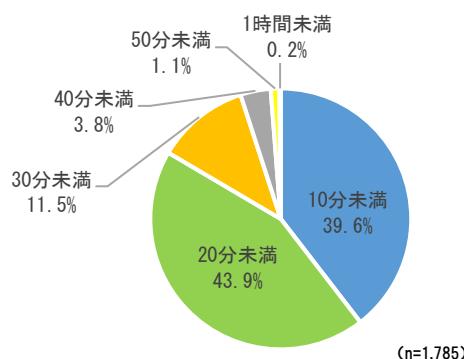
### 1学年あたりの望ましい学級数



### 学校園の適正規模・適正配置に関して配慮する点（複数選択）



### 現在の通学時間（保護者）



## (ウ) 中学校

### ○ 1学年あたりの学級数

- ・保護者、教職員ともに全体の多くは4～5クラス（1学校あたり12～15学級）を望んでいます。

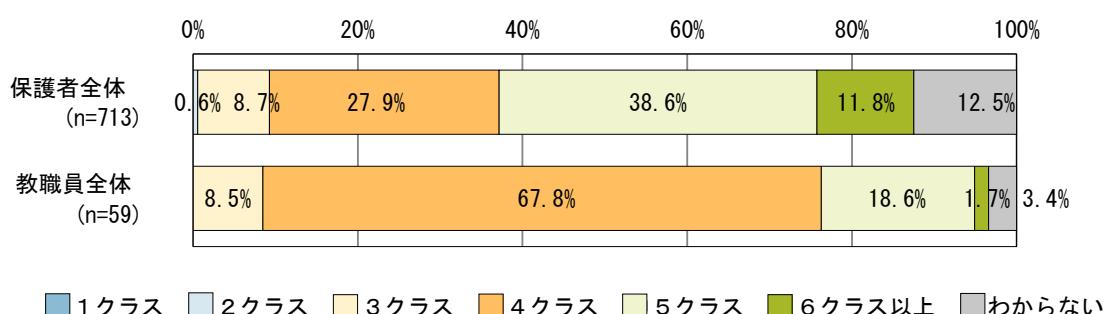
### ○ 学校園の適正規模や適正配置の検討を進めるうえで配慮する点

- ・保護者、教職員ともに全体で子どもたちの通学と安全の確保を最も重視しています。

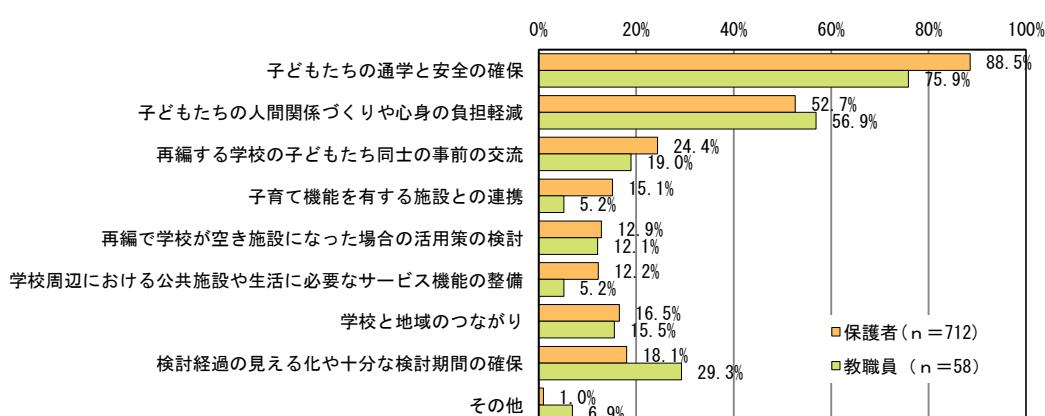
### ○ 現在の通学時間

- ・現在の通学時間は、「30分未満」までで93.3%であり、国が示す通学時間の目安の範囲内となっています。

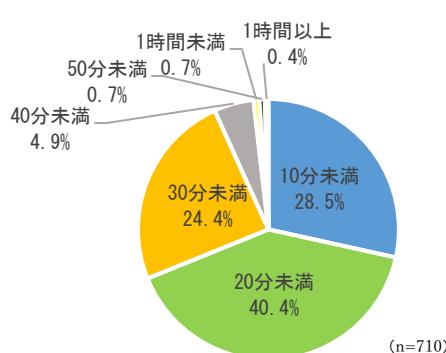
1学年あたりの望ましい学級数



学校園の適正規模・適正配置に関して配慮する点（複数選択）



現在の通学時間（保護者）



## ②市民アンケート調査

### ○学校園の適正規模・適正配置の取組みについて

- 各学校が抱える課題の解決に向けた、学校園の適正規模・適正配置の取組みの方向性については、8割の方が賛成しています。

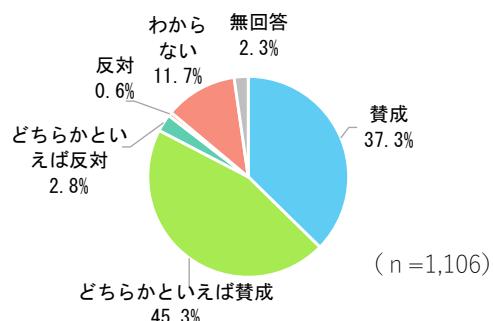
### ○市立幼稚園の適正規模・適正配置の取組みについて

- 就学前の子どもの豊かな育ちを保障するため市立幼稚園では一定の規模での保育の実現を図るべきという意見が8割を占め、そのためには統合や複合化もやむを得ないとされています。

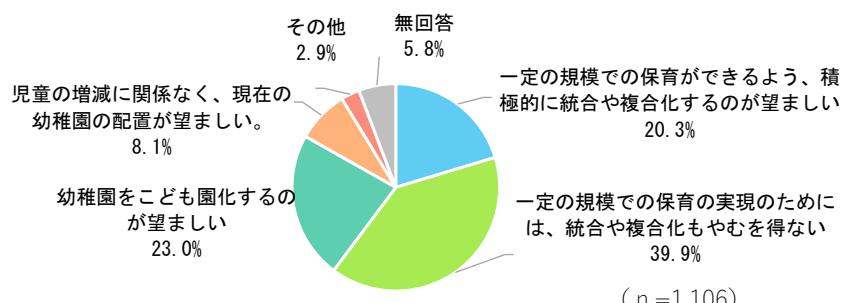
### ○学校園の適正規模や適正配置の検討を進めるうえで配慮する点

- 子どもたちの通学と安全の確保を最も重視しています。

学校園の適正規模・適正配置について



市立幼稚園の適正規模・適正配置について



学校園の適正規模・適正配置に関して配慮する点（複数選択）

